

令和6年度

与謝野町随時監査報告書

令和6年5月

与謝野町監査委員

令和6年度随時監査報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施日 令和6年4月16日(火)
令和6年4月17日(水)
- 3 監査の対象
町営住宅使用料(同駐車場使用料含む)、有線テレビ施設使用料、介護保険料、学童保育料(同おやつ代等含む)の滞納繰越分に関する滞納整理状況について
- 4 監査の主眼
滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
督促、催告及び時効中段手続きは適時、かつ適正に行われているか。
滞納整理について努力が払われているか。
督促手数料、延滞金額は適切に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続きは適正か。
不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。
- 5 監査の実施方法
関係書類の提出を求め、所管課から説明の聴取を行う。

第2 監査対象の所管課と監査結果

平成21年度に京都地方税機構が設立され各種町税並びに国民健康保険税は、同機構と連携して徴収業務を行っているため、これ以外の使用料、手数料等の中から下記の使用料等を抽出して監査を行う。

- 1 監査対象課
建設課(住宅使用料、同駐車場使用料含む)、総務課(有線テレビ施設使用料)、福祉課(介護保険料)、社会教育課(学童保育料同おやつ代等含む)
- 2 監査の結果

町は、要綱に基づき町税等及び公共料金等収納・滞納額の解消を目指し、納税等の公平性確保と、該当する各会計の健全な財政運営を図ることを目的に「与謝野町税等及び公共料金等収納・滞納整理特別対策本部」（本部長は町長）を設置するとともに、会計管理者を部会長、住民税務課長を副部会長とする専門部会を設置しその目的達成に向けた体制整備を行い取り組んでいる。

令和5年度は対策本部会議1回、専門部会を3回開催するとともに、公債権・私債権グループ毎に情報交換を行い努力をしている。

しかしながら、監査結果を見ると、適時、適切に対応し全庁のモデル的な所管課がある一方で、管理不足から多額の不納欠損処理を行っている所管課が見受けられた。

不納欠損額・滞納繰越額の推移

単位 千円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設課	不納欠損額	0	370	0	0
	滞納繰越額	7,826	7,136	6,756	6,424
福祉課	不納欠損額	481	413	470	3,677
	滞納繰越額	4,092	4,081	5,130	2,858
総務課	不納欠損額	0	23	0	0
	滞納繰越額	589	565	548	543
社会教育課	不納欠損額	0	0	0	0
	滞納繰越額	266	253	259	241

※単位未満を四捨五入

※令和5年度計数は決算承認前計数であり令和6年3月末で各所管課から提出された計数である

第3 意見・要望事項

- 1 理事者をはじめ公金を取り扱う重要性の認識を全職員が再認識した取組みを切に強く望みたい
- 2 理事者、管理職の関与強化
- 3 年度当初に滞納繰越額減少の目標設定並びに四半期毎に実績管理及び対策を講じる
- 4 所管課毎の職員の情報共有並びに協力体制の構築
- 5 管理手法マニュアルの活用徹底(公債権、私債権別)と執行停止、時効中

断手法の徹底

- 6 個人別管理表の全庁的な統一化
- 7 滞納者の生活状況等把握によるきめ細かな対応

注1 不納欠損処分とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法の会計処理手続きであり、決算上の不能処理額として計上される。

注2 滞納とは、定められた期限（納期限）までに税金や使用料を納めないことをいいます。